

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

発行：2020年9月14(月) No. 393

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

いのちを守る国民皆保険制度を守ろう！！

ついに「名古屋市国保資格証明書」が廃止に！

9月1日から、名古屋市は国保の資格証明書（1年以上の滞納者に保険証の代わりに発行されるもの、窓口で十割負担）を廃止。名古屋市保険年金課長が、各区の福祉課長あてに出した通達によれば「資格証明書を交付することが目的化して滞納整理の進捗が見られない案件が散見することや、他都市においても資格証明書によらない滞納整理に舵を切る事例があることを踏まえ、従来の長期滞納者認定を廃止し、原則として全ての世帯に短期保険証を交付することで、引き続き被保険者の医療アクセスを確保しつつ、証更新による折衝機会の増加を凶るなど」とされています。名古屋市では二十年前から、資格証明書の発行が始まり、初年度は53だった資格証明書が、年々増加し、昨年度には3千世帯超に発行されました。県下での発行数の8割を名古屋市が占める事態となりました。

北部民商の会員で「税務調査になって二百万もの国保料の追徴が発生、毎月7万ずつ払うも、窓口で滞納が半分以下になっていないと保険証がもらえない」との事例については、交渉を重ねてもすぐに発行されず、その間に病気が進行し、後日入院したケースがありました。また、他団体からの相談では、体調悪化で働けず保険料が払えなくなり、短期保険証の交付を区役所窓口で申請したが「納付約束ができないなら渡せない」と言われ、病院に行くのをためらっているあいだに癌が進行して亡くなった「手遅れ死」のケースもありました。それでも、市当局は「病院から連絡があれば交付する」「風邪や歯痛程度では保険証を渡せない」とかたくなな姿勢でした。保険医協会や医療生協、労働組合、年金者組合、民商も参加する社保協として、資格証明書は廃止すべきと粘り強く訴えてきました。資格証明書は廃止されましたが、短期保険証や未交付の問題は残っています。国保、介護をよくする署名も、今年の新しい署名が始まりますので、ぜひご協力ください。



健康診断を受けましょう！

民商共済会主催の健康診断を10月に行います。民商検診では、自治体検診に血液検査の項目をプラスしています。また、西区の方は、身近な地域の開業医で受けることができます。

自営業者は、体が資本、毎年の健康診断で欠かさずチェックし、病気があれば早めに治療しましょう。病院によって、健診日時が違いますので折り込みの案内をよく読んで申し込んでください。

また、この機会に共済会に未加入の方はぜひ加入しましょう。



国保減免学習・相談会を開催

新型コロナウイルスの感染者数は、先月と比べると減少してきていますが、営業への影響は続いています。影響で、売上が昨年の3割以上減少する見込みの場合、国民健康保険料が減免されます。

コロナウィルスに感染して亡くなったり、入院したりした場合には、国保料が今年2月から来年3月までの保険料が全額免除されます。学習・相談会を開きますので参加希望の方は申し込んでください。

東京で仕事をしている会員から「コロナに感染しました。10日から入院です。何か保障がありますか」と電話がありました。この方は建設国保加入のため「傷病手当」が1日4千円給付されます。国民健康保険では、事業主には、コロナでも傷病手当がありません。「国保にも傷病手当を」と声を上げていきましょう。

<日時> **9月28日(月)** 14時～16時

<場所> 民商事務所3階